

改正

平成19年 3 月26日規則第10号
平成19年 9 月20日規則第26号
平成20年 3 月31日規則第14号
平成21年 3 月30日規則第 3 号
平成21年 3 月30日規則第11号
平成22年 3 月19日規則第16号
平成22年12月28日規則第39号
平成24年 3 月29日規則第 7 号
平成24年 6 月22日規則第23号
平成24年 9 月28日規則第34号
平成25年 1 月24日規則第 2 号
平成25年 6 月21日規則第32号
平成26年 6 月26日規則第28号
平成26年 6 月27日規則第31号
平成26年 9 月30日規則第34号
平成27年 3 月 3 日規則第 8 号
平成27年 9 月29日規則第46号
平成28年 1 月28日規則第 4 号
平成28年 3 月 4 日規則第12号
平成28年 8 月 9 日規則第38号
平成28年 9 月30日規則第41号
平成29年 3 月24日規則第11号
平成29年 9 月29日規則第40号
平成29年11月 2 日規則第45号
平成30年 3 月22日規則第 7 号
平成30年 5 月14日規則第19号
平成30年 9 月28日規則第30号

二本松市営住宅管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二本松市営住宅管理条例（平成17年二本松市条例第166号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居申込み)

第2条 条例第7条第1項の規定により市営住宅に入居しようとする者は、市営住宅入居申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の市営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 入居申込者及び当該入居申込者と同居しようとする者（以下「同居予定者」という。）について、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに掲げる書類

ア 給与所得者 前年の所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの規定により算出した所得金額（以下「所得金額」という。）に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書（以下「所得証明書」という。）（市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあつては、前年の所得金額に係る給与所得の源泉徴収票及び前々年の所得金額に係る所得証明書）並びに給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合にあつては、雇用主の発行する雇用証明書及び給与等支払証明書

イ 給与所得者以外の者で、所得税、市県民税又は事業税の納税義務を有しているもの 前年の所得金額に係る所得証明書（市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあつては、前年の所得金額に係る確定申告書その他の所得の収支を記載した明細書及び前々年の所得金額に係る所得証明書）

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者 それを証明する居住地の市町村長の証明書

(2) 入居申込者及び同居予定者に係る住民票の写し

(3) 同居予定者が親族であることを証明できる書類

(4) 所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）又は同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居申込者及び同居予定者以外のものがある場合には、それを証明できる書類

(5) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族のうちに所得税法第2条第1項第34号の3に規定する特定扶養親族若しくは同項第34号の4に規定する老人扶養親族がある場合

には、それを証明できる書類

- (6) 入居申込者、同居予定者又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で、入居申込者及び同居予定者以外のものが所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者又は同項第29号に規定する特別障害者である場合には、それを証明できる書類
- (7) 入居申込者又は同居予定者が所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。）又は同項第31号に規定する寡夫（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）である場合には、それを証明できる書類
- (8) 市営住宅への入居の申込みをしようとする場合において、入居申込者が条例第5条第2項各号に掲げる者であるときは、それを証明できる書類
- (9) 婚姻を前提として申込みをする者については、婚姻の予約を証する書類
- (10) 立退きの要求がある場合は、その事実を証する書類
- (11) 市税等の未納がない事を証明する書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定に関わらず、二本松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年二本松市条例第39号）の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けるときは、当該内容が記載された書類は、第1項の規定により提出する書面に添付することを要しない。ただし、特定個人情報が地方税関係の場合は、同意書（第1号の2様式）を添付しなければならない。

（入居者の決定通知）

第3条 市長は、条例第7条第2項の規定により市営住宅への入居を決定した者に対しては、市営住宅入居決定通知書（第2号様式）を、同条第3項の規定により借上げの市営住宅への入居を決定した者に対しては、借上市営住宅入居決定通知書（第3号様式）を通知するものとする。

第4条 削除

(優先入居の要件)

第5条 条例第8条第2項に規定する市長が定める要件を備えているものとは、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に20歳未満の子を扶養しているもの

(2) 老人 60歳以上の者で同居予定者の全てが次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者

イ 18歳未満の者

ウ 次号アからウまでのいずれかに該当する者

エ 60歳以上の者

(3) 障がい者 生計上主たる所得を得る者で次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる4級以上である者

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ3に掲げる第1款症以上である者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち当該手帳に障害の程度が重度であることの記載がされている者

(4) 多子世帯 18歳未満の児童が3人以上いる世帯

2 条例第8条第2項に規定する市長が定める基準以下の収入の低額所得者とは、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者とする。

(優先入居者の選考)

第6条 条例第8条第2項の規定により優先的に入居の選考を受けようとする者は、第2条第2項各号に掲げる書類のほか、前条に掲げる要件を備えていることを証明できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、優先的に入居させるべきと認める者の数が入居させる市営住宅の戸数を超えるときは、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

3 前項に規定する住宅に困窮する度合の判定基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(入居の辞退届)

第7条 入居決定者が入居を辞退しようとするときは、市営住宅入居辞退届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(入居補欠者)

第8条 市長は、条例第9条第1項の規定により市営住宅入居補欠者を選定したときは、当該補欠者を市営住宅入居補欠者名簿(第5号様式)に登録し、当該補欠者に対し市営住宅入居補欠者通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(入替入居の許可の申請等)

第9条 市営住宅の入居者は、条例第4条第8号又は第9号に該当する場合には、市営住宅入替入居許可申請書(第7号様式)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により市営住宅入替入居許可申請書の提出があったときは、これを審査し、その申込者を入替入居させることが適当であると認めるときは市営住宅入替入居許可通知書(第8号様式)によりその旨を、入替入居させることが適当でないとき、市営住宅入替入居不許可通知書(第8号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(入居の手続)

第10条 条例第10条第1項第1号の請書(第9号様式)を提出するときは、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 入居決定者の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 連帯保証人の所得証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、連帯保証人を不適当と認めたときは、入居決定者にその変更を命ずることができる。

(連帯保証人の資格及び連帯保証人の変更等の手続)

第11条 条例第10条第1項第1号の規定により市長が適当と認める連帯保証人は、独立の生計を営むものでなければならない。

2 入居者は、既に立てた連帯保証人を変更しようとするときは、市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書(第10号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

3 入居者は、既に立てた連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、速やかに前項に規定する連帯保証人の変更の手続をとらなければならない。

- (1) 転出
- (2) 死亡
- (3) 住所不明
- (4) 失業その他保証能力を著しく減少させる事情
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判

4 市長は、第2項の規定により市営住宅入居連帯保証人変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、その承認をしたときは市営住宅入居者連帯保証人変更承認通知書（第11号様式）によりその旨を、その承認をしなかったときは、市営住宅入居者連帯保証人変更不承認通知書（第11号様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

5 市営住宅入居者は、連帯保証人について本籍、住所、氏名又は勤務所等の変更があったときは、速やかに市営住宅入居者連帯保証人本籍、住所（氏名・勤務所）変更届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（入居決定の取消し）

第12条 市長は、条例第10条第4項の規定により入居の決定を取り消したときは、市営住宅入居決定取消通知書（第13号様式）を入居決定者に通知するものとする。

（入居可能日の通知）

第13条 市長は、条例第10条第5項の規定による入居可能日を入居の手続を完了した日から7日を超えない範囲で指定し、市営住宅入居可能日通知書（第14号様式）を通知するものとする。

（同居の承認申請）

第14条 入居者が条例第11条第1項の規定により新たに同居人の承認を受けようとするときは、市営住宅同居承認申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めて承認したときは、市営住宅同居承認書（第16号様式）を交付するものとする。

（入居の承継申請）

第15条 条例第12条第1項の規定により承認を受けようとする者は、市営住宅承継入居申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めて承認したときは、市営住宅承継入居承認書（第18号様式）を交付するものとする。

3 前項の承認を受けた者については、第10条の規定を準用する。

（利便性係数）

第16条 条例第13条第2項の市長が定める数値は、別表第3の名称の欄に掲げる市営住宅ごとに、それぞれ同表利便性係数の欄に掲げる数値とする。

(収入に関する申告等)

第17条 入居者は、条例第14条第1項の規定による収入に関する申告を7月末日までに、市営住宅収入状況申告書(第19号様式)により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申告書の提出があったときは、これを審査し、認定したときは、市営住宅収入額認定通知書(第20号様式)を通知するものとする。

3 入居者は、前項の収入額の認定に対し意見のあるときは、通知を受けた日から10日以内に市営住宅収入額更正申請書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、収入の認定を更正したときは、市営住宅収入額更正通知書(第22号様式)を通知するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予の申請等)

第18条 条例第15条の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事実を証する書類を添付して、市営住宅家賃減免(徴収猶予)申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、家賃の減免又は徴収猶予をする必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めて市営住宅家賃減免(徴収猶予)承認書(第24号様式)を交付するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予の基準)

第19条 条例第15条の規定による家賃の減免については、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 入居者が生活保護法により住宅扶助を受けている場合で当該住宅の家賃が住宅扶助の限度額を超えるときは、その超える額を減額する。

(2) 条例第14条第3項の規定による収入の額の認定後(同条第4項の規定により当該認定を更正した場合はその更正後)において、入居者又は同居者が失業したこと等によりその収入が著しく低額になったときは、当該収入額で条例第13条の規定の例により家賃の額を算出し、既に決定した家賃の額から当該算出した家賃の額を差し引いた額を減額する。

(3) 入居者又は同居者が病気にかかり長期にわたり療養する必要があるとき、又は災害により著しい損害を受けたときは、市長がこれらの経費として認定した額を収入から控除した額で条例第13条の規定の例により家賃の額を算出し、既に決定した家賃から当該算出した家賃の額を差し引いた額を減額する。

2 前項の規定は、家賃の徴収猶予に準用する。

(敷金の減免又は徴収猶予の申請等)

第20条 条例第17条第2項の規定により敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事実を証する書類を添付して、市営住宅敷金減免（徴収猶予）申請書（第25号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、敷金の減免又は徴収猶予をする必要があると認めるときは、市営住宅敷金減免（徴収猶予）承認書（第26号様式）を交付するものとする。

(敷金の減免又は徴収猶予の基準)

第21条 条例第17条第2項の規定による敷金の減免又は徴収猶予については、入居を決定した時点において、条例第15条各号に掲げる特別の事情があり、市長が特に必要と認める場合に限り行うものとする。

(長期不在の届出)

第22条 入居者は、条例第23条の規定により市営住宅を不在にするときは、市営住宅長期不在届（第27号様式）を市長に提出しなければならない。

(住宅の用途変更及び模様替等)

第23条 入居者は、条例第25条ただし書及び第26条第1項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、市営住宅用途変更（模様替・増築等）承認申請書（第28号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当し、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、市営住宅用途変更（模様替・増築等）承認通知書（第29号様式）を通知するものとする。

(1) 管理上支障がなく、かつ、原状回復又は撤去が容易であること。

(2) 増築の場合にあつては、増築の床面積が10平方メートル以内であること。

3 前項の承認を受けた者は、その工事の完了後、直ちに市営住宅用途変更（模様替・増築等）竣工届（第30号様式）を市長に提出しなければならない。

(収入超過者の認定等)

第24条 市長は、条例第27条第1項の規定により収入超過者と認定したときは、収入超過者認定通知書（第31号様式）を通知するものとする。

2 入居者は、前項の認定に対し、意見を述べようとするときは、認定通知を受けた日から10日以内に収入超過者認定更正申請書（第32号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、認定の更正をしたときは、収入超過者認定更正通知書（第33号様式）を通知するものとする。

（高額所得者の認定等）

第25条 市長は、条例第27条第2項の規定により高額所得者と認定したときは、高額所得者認定通知書（第34号様式）を通知するものとする。

2 入居者は、前項の認定に対し意見を述べようとするときは、認定通知を受けた日から10日以内に高額所得者認定更正申請書（第35号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、認定の更正をしたときは、高額所得者認定更正通知書（第36号様式）を通知するものとする。

（高額所得者に対する明渡しの請求等）

第26条 市長は、条例第30条第1項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求を高額所得者市営住宅明渡請求書（第37号様式）により請求するものとする。

2 入居者は、条例第30条第4項の規定により明渡しの期限の延長の申出をしようとするときは、高額所得者市営住宅明渡期限延長申請書（第38号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、期限の延長を認めたときは、高額所得者明渡期限延長承認通知書（第39号様式）を通知するものとする。

4 条例第31条第2項の規定による高額所得者の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍とする。

（住宅の明渡し）

第27条 市長は、条例第35条第1項及び第40条第1項の規定により市営住宅の明渡しの請求をするときは、市営住宅明渡請求書（第40号様式）により請求するものとする。

2 条例第36条の規定により新たに整備される住宅に入居を希望する者は、市営住宅入居希望申出書（第41号様式）を市長に提出しなければならない。

3 条例第40条第3項及び同条第4項の規定による市営住宅の明渡しの請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍とする。

（建替事業等による家賃の減額）

第28条 条例第37条及び第38条の規定により家賃の減額を受けようとする入居者は、市営住宅家賃減額申請書（第42号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において家賃を減額する必要があると認めたときは、市営住宅家賃減額決定通知書（第43号様式）を通知するものとする。

3 第1項の規定により減額する金額について100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その金額を100円に切り上げるものとする。

(住宅の退去)

第29条 条例第39条第1項の規定により入居者が市営住宅を明け渡そうとするときは、市営住宅退去届(第44号様式)を市長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等の使用手続)

第30条 条例第42条第1項の規定により市営住宅を使用しようとする社会福祉法人等は、社会福祉事業等市営住宅使用申請書(第45号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、許可するときは社会福祉事業等市営住宅使用許可書(第46号様式)を、許可しないときは社会福祉事業等市営住宅使用不許可通知書(第47号様式)を通知するものとする。

(社会福祉事業等の使用料)

第31条 条例第43条第1項の規定による使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(社会福祉事業等の使用状況報告)

第32条 条例第45条の規定により市営住宅を使用している社会福祉法人等は、毎月15日までに、前月の使用状況を社会福祉事業等市営住宅使用状況報告書(第48号様式)により市長に報告しなければならない。

(社会福祉事業等の申請内容の変更)

第33条 社会福祉法人等は、条例第46条の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、社会福祉事業等市営住宅使用申請変更報告書(第49号様式)を市長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等の使用許可の取消し)

第34条 市長は、条例第47条の規定により使用許可を取り消すときは、社会福祉事業等市営住宅使用取消通知書(第50号様式)により通知するものとする。

(立入検査証)

第35条 市長は、条例第54条第3項の規定により市営住宅の検査を行う者には、市営住宅立入検査員証(第51号様式)を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の二本松市営住宅管理条例施行規則（平成10年二本松市規則第1号）、安達町町営住宅管理条例施行規則（平成10年安達町規則第6号）、岩代町町営住宅管理条例施行規則（平成10年岩代町規則第1号）、東和町町営住宅等管理条例施行規則（平成10年東和町規則第3号）又は東和町町営住宅家賃及び敷金の減免等実施要綱（平成10年東和町告示第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第26号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第16号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第39号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第34号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年1月24日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月21日規則第32号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日規則第28号）

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日規則第31号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第34号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日規則第46号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月4日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前になされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年8月9日規則第38号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第41号）

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第11号）

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日規則第40号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年11月2日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月22日規則第 7 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 5 月14日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 9 月28日規則第30号）

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

困窮度判定基準（その 1）

区分	困窮内容	点数
生活保護	1 生活保護法に規定する被保護者	100
要保護	1 生活保護法に規定する要保護者	100
配偶者のない者	1 20歳未満の子を 1 人扶養している。	50
	2 20歳未満の子を 2 人扶養している。	80
	3 20歳未満の子を 3 人以上扶養している。	100
	4 20歳未満の扶養している子が心身障害者である。	100
老人（主が60歳以上）	1 配偶者がいる。	30
	2 配偶者以外の入居者が60歳以上である。	50
	3 18歳未満の者を扶養している。	50
	4 同居予定者が、下表の「障がい者」欄のいずれかに該当する。	100
障がい者	1 入居者又は同居しようとする親族が、身体障害 1・2 級の手帳を所持する世帯	100
	2 入居者又は同居しようとする親族が、身体障害 3・4 級の手帳を所持する世帯	80
	3 入居者又は同居しようとする親族が、戦傷病者で第一款症以上の障害手帳を所持する世帯	100
	4 入居者若しくは同居しようとする親族が、重度若しくは中度の知的障がい者又は同程度の精神的障がいを有すると判断された世帯	100

多子世帯	1 18歳未満の児童が3人以上いる世帯	100
------	---------------------	-----

備考 点数が同点の者については、別表第2により困窮順位を判定する。

別表第2（第6条関係）

困窮度判定基準（その2）

区分	困窮内容	点数
不良住宅	1 耐用年数を経過した建物で倒壊の恐れがあり、保安上注意されている住宅に居住している。	100
	2 採光、通風、排水等が特に不良で著しく不衛生な建物に居住している。	80
	3 間借等で台所、便所及び給水設備を共同使用している。	60
	4 前号の設備のうち、2つの設備を共同使用している。	50
別居	1 住宅がないため配偶者又は扶養親族と別居している。	100
	2 婚約は成立しているが住宅がないため結婚・同居ができない。	50
同居	1 他の世帯と同居し、著しく不便を受けている。	80
過密住宅	1 居住している部屋の広さが1人当たり2.0畳以下である。（台所、風呂、トイレを除く）	100
	2 居住している部屋の広さが1人当たり3.0畳以下である。	70
	3 居住している部屋が一室のため不便を受けている。間借りを含む。	50
立退要求	1 裁判所の判決によって立退きが決定した者	100
	2 官公舎又は社宅に居住し世帯主の死亡又は退職により立退きを要求されている者	100
	3 母子生活支援施設への入所の措置解除になった者	100
	4 通例一般的な立退き要求をされている者（口頭、書面）	60
遠距離通勤	1 通勤に要する時間が2時間以上	50
	2 通勤に要する時間が1.5時間以上	30

	3 通勤に要する時間が1時間以上	20
収入額	1 収入月額が1人当たり3万円以下	100
	2 収入額が1人当たり5万円以下	80
	3 収入額が1人当たり7万円以下	60
	4 収入額が1人当たり10万円以下	40
特殊事情	1 毎月の家賃が月収の30%以上	50
	2 毎月の家賃が月収の25%以上	30
	3 毎月の家賃が月収の20%以上	20
	4 公共又は公益のため立退き又は入居を必要とする者	100
	5 一室を必要とする長期療養者がいるが部屋がない。	80

別表第3（第16条関係）

名称	竣工年度	床面積（㎡）	利便性係数	摘要
若宮団地	昭和28年度	36.36	0.81	
若宮二丁目団地	平成19年度	56.85	0.99	
本町団地	平成18年度	35.00	0.98	
金色団地	平成19年度	49.20	0.99	
亀谷団地	平成8年度	62.36	0.91	
竹田団地	平成18年度	55.51	0.99	
変電所前団地	昭和37年度	29.75	0.81	
陣場団地	昭和29年度	36.36	0.80	
一番丁団地	昭和38年度	34.71	0.84	
一番丁団地	昭和38年度	31.35	0.84	
一番丁団地	昭和39年度	36.43	0.84	
一番丁団地	昭和39年度	32.17	0.84	
郭内団地	昭和36年度	36.36	0.81	
表団地	昭和50年度	55.46	0.89	
表団地	昭和50年度	51.63	0.89	
表団地	昭和51年度	59.28	0.89	
表団地	昭和51年度	55.46	0.89	

表団地	昭和52年度	61.32	0.89	
表団地	昭和52年度	59.28	0.89	
表団地	昭和53年度	65.71	0.89	
表団地	昭和53年度	62.29	0.89	
塩沢町団地	平成元年度	71.01	0.80	
塩沢町団地	平成元年度	64.26	0.80	
塩沢町一丁目団地	平成3年度	63.45	0.80	
塩沢団地	昭和29年度	36.36	0.70	
下平団地	平成2年度	71.01	0.83	
下平団地	平成2年度	64.26	0.83	
下山田団地	昭和40年度	36.41	0.76	
下山田団地	昭和40年度	32.17	0.76	
下山田団地	昭和41年度	36.41	0.76	
下山田団地	昭和41年度	32.17	0.76	
下山田団地	昭和42年度	36.41	0.76	
下山田団地	昭和42年度	32.17	0.76	
下山田団地	昭和43年度	36.41	0.76	
下山田団地	昭和43年度	32.17	0.76	
下山田団地	昭和43年度	43.74	0.79	
下山田団地	昭和44年度	36.41	0.76	
下山田団地	昭和44年度	32.17	0.76	
下山田団地	昭和44年度	47.09	0.79	
茶園団地	平成26年度	72.77	0.91	
茶園団地	平成26年度	51.34	0.91	
茶園団地	平成27年度	49.68	0.91	
茶園団地	平成28年度	72.50	0.91	
茶園団地	平成29年度	49.68	0.91	
茶園団地	平成30年度	49.68	0.91	
茶園団地	平成30年度	72.50	0.91	

岳温泉二丁目団地	平成元年度	63.56	0.84	
原七諏訪団地	平成3年度	64.26	0.80	
原七諏訪団地	平成3年度	63.45	0.80	
原七諏訪団地	平成4年度	64.26	0.80	
原七諏訪団地	平成4年度	63.45	0.80	
原七諏訪団地	平成5年度	64.26	0.80	
原七諏訪団地	平成5年度	63.45	0.80	
原七諏訪団地	平成6年度	64.26	0.80	
原七諏訪団地	平成6年度	63.45	0.80	
原七諏訪団地	平成24年度	63.45	0.80	
原七諏訪団地	平成24年度	64.26	0.80	
原七大畑団地	昭和63年度	64.26	0.80	
館野団地	昭和63年度	71.11	0.79	
館野団地	昭和63年度	64.26	0.79	
赤井沢団地	平成2年度	64.26	0.84	
岡ノ内団地	平成元年度	64.26	0.79	
宮久保団地	昭和33年度	28.05	0.71	
二本柳団地	昭和39年度	31.64	0.72	
松葉団地	昭和40年度	31.64	0.77	
台団地	昭和42年度	31.64	0.81	
上払川団地	昭和42年度	31.64	0.71	
大森団地	昭和48年度	49.61	0.77	
大森団地	昭和48年度	49.17	0.77	
大森団地	昭和49年度	49.61	0.77	
下川崎団地	平成3年度	69.39	0.77	
上川崎団地	平成4年度	69.39	0.76	
前作団地	平成5年度	73.04	0.86	
前作団地	平成6年度	73.33	0.86	
渋川団地	平成8年度	73.15	0.86	

渋川団地	平成8年度	73.15	0.79	風呂なし
藤町1団地	昭和28年度	36.00	0.71	
芳池2団地	昭和47年度	44.09	0.73	
芳池3団地	昭和48年度	44.09	0.73	
芳池4団地	昭和49年度	44.09	0.73	
芳池5団地	昭和52年度	54.10	0.75	
芳池6団地	昭和59年度	58.59	0.77	
芳池7団地	昭和63年度	58.59	0.84	
芳池7団地	昭和63年度	58.59	0.77	風呂なし
新殿1団地	昭和61年度	58.59	0.79	
新殿1団地	昭和61年度	58.59	0.72	風呂なし
新殿2団地	昭和63年度	58.59	0.79	
新殿2団地	昭和63年度	58.59	0.72	風呂なし
字町団地	昭和48年度	51.63	0.79	
字町団地	昭和49年度	55.46	0.76	
中野団地	平成3年度	69.39	0.75	

第1号様式（第2条関係）

(表)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

優先枠申込団地	団地	棟	号
一般枠申込団地	団地	棟	号

※優先枠の申込みは、下記優先要件に該当する方のみです。

市営住宅をお借りしたいので関係書類を添えて入居申込みをいたします。 なお、記載事項が事実と相違ある場合は、申込みを無効とされても異議ありません。 また、私（同居予定者を含む。）は、暴力団員ではありません。暴力団員でないことについて、福島県二本松警察署へ照会することに同意いたします。								
						年	月	日
二本松市長		フリガナ		申込者氏名		印		
個人番号								
本籍地								
現住所				電話番号				
世帯 構 成 員	氏	名	個人番号	続柄	生年月日	職 業	年 収 額	勤 務 先

優先要件（該当する項目に○を付けてください。）

1. 高齢者世帯 （申請者が60歳以上であり、同居者が60歳以上又は18歳未満である）
2. 母子世帯・父子世帯
3. 多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）
4. 障がい者世帯 ①身体障害（1級・2級・3級・4級）、（第一種・第二種） ②精神障害（1級・2級）、（第一種・第二種） ③知的障害（A級・B級）、（第一種・第二種）
5. 戦傷病者、原爆被爆者、生活保護者、海外からの引揚者、ハンセン病療者
6. DV被害者 ①配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者。 ②裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者

(裏)

現在の住居状況（該当する項目に○を付け、記載事項に記入してください。）

住宅の区分	使用状況	住宅の広さ	その他の状況
1. 自己所有の家	1. 間借り	6畳×__室	1. 炊事場
2. 親・兄弟所有の家	2. 同居	4.5畳×__室	(共同・単独)
3. 借家・アパート（公・民） （月額 _____円）	3. 下宿	__畳×__室	2. 便所
4. その他 （ _____ ）	4. その他 （ _____ ）	__畳×__室	(共同・単独)
		____人で使用	

住宅困窮要件（該当する項目に○を付けてください。）

不良住宅	1. 耐用年数を経過した建物で倒壊の恐れがあり、保安上注意されている住宅に居住している。 2. 採光、通風、排水等が特に不良で著しく不衛生な建物に居住している。 3. 間借等で台所、便所及び給水設備を共同使用している。 4. 前号の設備のうち、2つの設備を共同使用している。
別居	1. 住宅がないため配偶者又は扶養親族と別居している。 2. 婚約は成立しているが住宅がないため結婚・同居できない。
同居	1. 他の世帯と同居し、著しく不便を受けている。
過密住宅	1. 居住している部屋の広さが1人当たり2.0畳以下である。 （台所、風呂、トイレを除く） 2. 居住している部屋の広さが1人当たり3.0畳以下である。 3. 居住している部屋が一室のため不便を受けている。間借りを含む。
立退要求	1. 裁判所の判決によって立退きが決定した者 2. 官公舎又は社宅に居住し世帯主の死亡又は退職により立退きを要求されている者 3. 母子生活支援施設への入所の措置解除になった者 4. 借家又は賃貸アパート等で通例一般的な立退き要求をされている者 （口頭、書面） ※自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。
遠距離通勤	1. 通勤に要する時間が2時間以上 2. 通勤に要する時間が1.5時間以上 3. 通勤に要する時間が1時間以上
収入額	1. 収入月額が1人当たり3万円以下 2. 収入月額が1人当たり5万円以下 3. 収入月額が1人当たり7万円以下 4. 収入月額が1人当たり10万円以下
特殊事情	1. 毎月の家賃が収入月額の30%以上 2. 毎月の家賃が収入月額の25%以上 3. 毎月の家賃が収入月額の20%以上 4. 公共又は公益のため立退き又は入居を必要とする者 5. 一室を必要とする長期療養者がいるが部屋がない。

第1号の2様式（第2条、第14条関係）

(表)

年 月 日

二本松市長

同 意 書

下記の者は、二本松市の建築住宅課が（公営住宅法・二本松市営住宅管理条例）第
条第 項 第 号（これらの規定を同条例第 5 3 条において読み替えて準用する場
合を含む）に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報
について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限り同意すること
を申し添えます。

同意者	申請者との続柄		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		
	住 所		<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		
	住 所		<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		
	住 所		<input type="checkbox"/> 申請者と同居

(裏)

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

第2号様式（第3条関係）

(表)

市営住宅入居決定通知書

年 月 日

様

二本松市長

印

さきに申込みのあった市営住宅の入居について、下記の条件を付して次の住宅に入居することを決定します。入居手続は、年 月 日までに敷金を添えて請書を提出してください。家賃は、入居手続完了後に入居可能日を通知するので、指定された入居日から起算して徴収します。

記

1 入居決定住宅

入居決定住宅	住宅名	団地	棟	号	建設年度	
	所在地	二本松市				
	構造		面積			m ²
	家賃	月額			円	
	敷金	家賃の3月分			円	

2 入居に関する条件

次の許可条件全ては、入居許可者及び連帯保証人の責務とする。

- (1) 請書には、入居者本人の印鑑証明書、連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書を添付し提出すること。
- (2) 入居者は、入居手続終了の日から15日以内に該当住宅への入居を完了し、その旨の書類（世帯構成全員の住民票の写し）を提出すること。ただし、入居日について市長が指定した場合には、この限りでない。
- (3) 入居許可を受けた世帯員（二本松市営住宅入居申込書に記入の人員）全員が入居すること、並びに入居の許可を受けた者以外を入居させてはならない。
ただし、許可日から入居日までの出生、死亡については、この限りでない。
- (4) 家賃は、定められた納期限日までに納付し、滞納はしないこと。（裏面に続く）

(裏)

- (5) 連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担すること。
- (6) 浄化槽の保守点検をすること。(県知事認可業者との契約。浄化槽使用住宅のみ。)
- (7) 町内会へ加入し、近所との友好的関係を築くこと。
- (8) 年に1回(毎年7月)家賃を決定するため、収入報告をしてください。
- (9) 共同生活での秩序、並びに周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす次の行為をしないこと。
 - ア 他の入居者の生活を妨害し、又は住環境を著しく悪化させ平和を乱すと市長が判断した行為で制止等の命令又は指導に従わない行為
 - イ 共同で使用する敷地、住宅の一部を占有する行為
 - ウ 動物類(犬、猫、鳥等)を飼育する行為(ただし、身体障がい者が身体障がい者補助犬を使用するときは、この限りでない。)
 - エ 騒音、悪臭を発生させる行為
 - オ 有害物、危険物を団地内に持ち込む行為
 - カ 土地、建物等をき損する行為
 - キ その他前項に準ずる行為
- (10) 住宅の全部又は一部を他に貸したり、権利を他に譲渡しないこと。
- (11) 次に掲げる費用を負担すること。
 - ア 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕、及び電気、給排水、衛生器具、その他の附帯設備の修繕に要する費用
 - イ 各戸の電気、ガス、水道及びじん芥の処理に要する費用
 - ウ 共同施設の使用に要する費用
- (12) 自己の責任によって、住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、原状に復すること。
- (13) 住宅敷地内での増築、住宅の改造、模様替え等をしないこと。ただし、あらかじめ承認を受けた場合は、この限りでない。
- (14) 入居者全員が引き続き15日以上住宅を不在とする場合は、あらかじめ届け出ること。
- (15) 条例第30条第1項の規定により収入超過者として認定された場合は、市営住宅を明け渡すよう努力すること。
- (16) 入居者が死亡し、又は住宅を立ち退いたとき、その同居者が入居承継をする場合には、改めて入居承継の許可を受けること。
- (17) 退去の際には5日前までに「市営住宅退去届」を提出し、市長の指定する者の検査を受け、畳の表替え、襖、障子の張り替え、破損ガラスの取替え、壁の塗り替え、その他指示された修繕を検査日より2週間以内に完了し、届け出ること。
- (18) 連帯保証人がその資格を喪失した場合は、速やかにそれに代わる連帯保証人をたて「二本松市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書」を提出すること。
- (19) 連帯保証人の本籍地、住所、氏名に変更が生じたときは、速やかに「二本松市営住宅入居者連帯保証人本籍地・住所・氏名変更届」を提出すること。

3 不服申立て等

- (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分については、この処分（この処分について上記(1)の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第3条関係）

(表)

借上市営住宅入居決定通知書

年 月 日

様

二本松市長

印

さきに申込みのあった借上市営住宅の入居について、下記の条件を付して次の住宅に入居することを決定します。入居手続は、年 月 日までに敷金を添えて請書を提出してください。家賃は、入居手続完了後に入居可能日を通知するので、指定された入居日から起算して徴収します。

なお、借上げの期間の満了時には明け渡していただくことになります。

記

1 入居決定借上住宅の名称及び家賃等

入居決定 借上住宅	住 宅 名	団地	棟 号	建設年度	
	所 在 地	二本松市			
	構 造		面 積		m ²
	家 賃	月 額			円
	敷 金	家賃の3月分			円
	借上期日満了日	年 月 日			

2 入居に関する条件

次の許可条件全ては、入居許可者及び連帯保証人の責務とする。

- (1) 請書には、入居者本人の印鑑証明書、連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書を添付し提出すること。
- (2) 入居者は、入居手続終了の日から15日以内に該当住宅への入居を完了し、その旨の書類（世帯構成全員の住民票の写し）を提出すること。ただし、入居日について市長が指定した場合には、この限りでない。
- (3) 入居許可を受けた世帯員（二本松市営住宅入居申込書に記入の人員）全員が入居すること、並びに入居の許可を受けた者以外を入居させてはならない。
ただし、許可日から入居日までの出生、死亡については、この限りでない。
- (4) 家賃は、定められた納期限日までに納付し、滞納はしないこと。（裏面に続く）

(裏)

- (5) 連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担すること。
- (6) 浄化槽の保守点検をすること。(県知事認可業者との契約。浄化槽使用住宅のみ。)
- (7) 町内会へ加入し、近所との友好的関係を築くこと。
- (8) 年に1回(毎年7月)家賃を決定するため、収入報告をしてください。
- (9) 共同生活での秩序、並びに周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす次の行為をしないこと。
 - ア 他の入居者の生活を妨害し、又は住環境を著しく悪化させ平和を乱すと市長が判断した行為で制止等の命令又は指導に従わない行為
 - イ 共同で使用する敷地、住宅の一部を占有する行為
 - ウ 動物類(犬、猫、鳥等)を飼育する行為(ただし、身体障がい者が身体障がい者補助犬を使用するときは、この限りでない。)
 - エ 騒音、悪臭を発生させる行為
 - オ 有害物、危険物を団地内に持ち込む行為
 - カ 土地、建物等をき損する行為
 - キ その他前項に準ずる行為
- (10) 住宅の全部又は一部を他に貸したり、権利を他に譲渡しないこと。
- (11) 次に掲げる費用を負担すること。
 - ア 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕、及び電気、給排水、衛生器具、その他の附帯設備の修繕に要する費用
 - イ 各戸の電気、ガス、水道及びじん芥の処理に要する費用
 - ウ 共同施設の使用に要する費用
- (12) 自己の責任によって、住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、原状に復すること。
- (13) 住宅敷地内での増築、住宅の改造、模様替え等をしないこと。ただし、あらかじめ承認を受けた場合は、この限りでない。
- (14) 入居者全員が引き続き15日以上住宅を不在とする場合は、あらかじめ届け出ること。
- (15) 条例第30条第1項の規定により収入超過者として認定された場合は、市営住宅を明け渡すよう努力すること。
- (16) 入居者が死亡し、又は住宅を立ち退いたとき、その同居者が入居承継をする場合には、改めて入居承継の許可を受けること。
- (17) 退去の際には5日前までに「市営住宅退去届」を提出し、市長の指定する者の検査を受け、畳の表替え、襖、障子の張り替え、破損ガラスの取替え、壁の塗り替え、その他指示された修繕を検査日より2週間以内に完了し、届け出ること。
- (18) 連帯保証人がその資格を喪失した場合は、速やかにそれに代わる連帯保証人をたて「二本松市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書」を提出すること。
- (19) 連帯保証人の本籍地、住所、氏名に変更が生じたときは、速やかに「二本松市営住宅入居者連帯保証人本籍地・住所・氏名変更届」を提出すること。

市営住宅入居補欠者名簿

団地名	団地棟号
-----	------

順位	氏名	住所	困窮度	摘要

第6号様式 (第8条関係)

市営住宅入居補欠者通知書

団地名	団地棟号
-----	------

1 住宅番号	
2 構造	
3 入居補欠順位	
4 条件	入居補欠者としての資格は次の入居公募の日までとする。
<p>上記のとおり選考の結果、市営住宅入居補欠者に決定したから通知します。</p> <p>なお、入居が決定したときは改めて通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>二本松市長 印</p>	

第7号様式 (第9条関係)

市営住宅入替入居許可申請書

年 月 日

二本松市長

住 所
氏 名 印

下記の理由により入替入居をしたいので申請します。

記

入替入居の理由	
現在、入居している市営住宅	団地 棟 号
入居を希望する市営住宅	団地 棟 号

第8号様式（第9条関係）

市営住宅入替入居 許可 通知書
不 許 可

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長

印

さきに申請のあった市営住宅の入替入居については、

許可します

下記の理由により許可できません。

記

理由

第9号様式（第10条関係）

(表)

請

書

年 月 日

二本松市長

本籍
 入居者 住所
 氏名 印
 連 帯 本籍
 保証人 住所
 氏名 印
 職業 関係
 電話番号
 連 帯 本籍
 保証人 住所
 氏名 印
 職業 関係
 電話番号

下記の市営住宅の入居決定を受けましたので、法令、二本松市営住宅管理条例及び二本松市営住宅管理条例施行規則等の定めるところに従い、誓約条項を厳守いたします。

また、私及び保証人は、共同して責任を負い、市に対し迷惑をかけることのないよう、本請書を提出します。

入居決定 住 宅	住 宅 名	団地 棟 号		建設年度	
	所 在 地	二本松市			
	構 造		面積		
	家 賃	月額		円	
	敷 金	家賃の3月分		円	

※添付書類 1 入居者の印鑑登録証明書

2 連帯保証人の印鑑登録証明書及び前年の所得証明書

そ の 他 連帯保証人は、入居者と同等以上の収入を有する者でなければなりません。

(裏)

誓 約 条 項

- 1 家賃を滞納しないこと。
- 2 住宅を模様替又は増改築しようとする場合は、市長の承認を得ること。また、退去する場合は、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。ただし、入居者が原状回復をしなかった場合は、連帯保証人の責任において原状回復又は撤去を行うこと。
- 3 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 4 退去する場合は、全室の畳の表替え、襖・障子の張り替え、破損ガラスの取替え、トイレ(浄化槽)のくみ取り等を行うこと。
- 5 住宅を引き続き15日以上使用しない場合は、市長に届け出ること。
- 6 毎年、市長の指定する期日までに前年分の収入(所得証明書)を市長に申告すること。
- 7 収入の基準を超過する入居者は、住宅を明け渡すよう努めること。
- 8 連帯保証人が死亡し、又は市外に転出等、連帯保証人としての資格がなくなったときは、新たに連帯保証人となる人の請書を改めて提出すること。

第10号様式 (第11条関係)

市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住所 _____

部屋番号 _____

氏 名 _____ 印

市営住宅入居者連帯保証人を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

旧 連 帯 保 証 人	本 籍 地					
	現 住 所					
	(ふりがな) 氏 名	-----		生年月日		
	職 業					
新 連 帯 保 証 人	本 籍 地					
	現 住 所					
	(ふりがな) 氏 名	-----		印	生年月日	
	自 宅 電 話 番 号		入居者との関係 (入居者から見た関係)		職業	
	勤務所所在地					
	勤務所名称			勤 務 所 電 話 番 号		
変 更 の 理 由						

(注) 新連帯保証人については、すべて自筆で記入すること。

第11号様式 (第11条関係)

市営住宅入居者連帯保証人変更 承認 通知書
不承認

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長 印

さきに申請のあった連帯保証人の変更については、
承認します。
下記の理由により承認できないので、他の者に依頼をして決定してください。

記

理由

第12号様式（第11条関係）

本籍住所
市営住宅入居者連帯保証人氏名変更届
勤務所

年 月 日

二本松市長

住所

部屋番号

氏名

印

市営住宅入居者連帯保証人について、下記のとおり変更を届けます。

記

変更前の内容	本籍地				
	現住所				
	氏名				
	職業		自宅電話番号		
	勤務所在地				
	勤務所名		勤務所電話番号		
変更後の内容	本籍地				
	現住所				
	(ふりがな) 氏名				
	入居者との関係 (入居者から見た関係)	職業		自宅電話番号	
	勤務所在地				
	勤務所名		勤務所電話番号		

(注) 連帯保証人はすべて自筆で記入すること。

第13号様式 (第12条関係)

市営住宅入居決定取消通知書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長

印

さきに許可した市営住宅の入居については、下記の理由により許可を取り消します。

記

・取消理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第14号様式（第13条関係）

市営住宅入居可能日通知書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長 印

この度入居決定した市営住宅にあなたが入居する日を下記のとおり指定いたしました。ついでに、正当な理由がないまま、この入居可能日から15日以内に入居を終了しないときは、この入居の決定を取り消すことがありますので注意してください。

記

1 入居可能日 年 月 日

2 家 賃 入居可能日から起算いたします。

第15号様式（第14条関係）

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住所
氏名 印
個人番号

下記のとおり同居の承認を受けたいので申請します。

なお、同居させようとする者は、暴力団員ではありません。暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

また、暴力団員でないことについて、福島県二本松警察署へ照会することに同意いたします。

記

同居の理由						
同居者の本籍地						
同居者の現住所						
同居者	氏 名	個人番号	続柄	年齢	勤 務 先	収 入 額

- ※添付書類 1 同居しようとする者の住民票
2 同居しようとする者の所得証明書又は同意書

第16号様式（第14条関係）

市 営 住 宅 同 居 承 認 書

年 月 日

団地名	団地 棟 号
-----	--------

様

二本松市長

印

さきに申請のあった市営住宅の同居については、下記のとおり条件を付して承認します。

記

同居者	氏 名	続柄	年齢	現 住 所

承認条件

- 1 二本松市営住宅管理条例及び二本松市営住宅管理条例施行規則を厳守すること。
- 2 入居者が1年以内に退去する場合は、同居を許可された者も退去すること。
- 3 同居を許可された者は、許可の日から15日以内に入居し、異動後の住民票を提出してください。

第17号様式（第15条関係）

市 営 住 宅 承 継 入 居 申 請 書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

申請者住所
氏名 印

私は、次の理由により引き続き市営住宅に承継して入居したいので申請します。
 なお、私(同居者を含む。)は、暴力団員ではありません。暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
 また、暴力団員でないことについて、福島県二本松警察署へ照会することに同意いたします。

名義人(入居者)氏 名		変 更 理 由		
変更前				
変更後				
入 居 家 族	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先
		本 人		

第18号様式 (第15条関係)

市 営 住 宅 承 継 入 居 承 認 書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長 印

さきに申請のあった承継入居について、許可します。速やかに、請書等を提出してください。

第19号様式（第17条関係）

市 営 住 宅 収 入 状 況 申 告 書

二 本 松 市 長			年 月 日		団 地 名	
					住 宅 番 号	号
					電 話 番 号	
氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 等	収 入 金 額	
<p>私及び私の同居者の、 年1月1日から 年12月31日までの収入について、上記のとおり申告します。</p> <p>また、 年度の家賃を決定するために、二本松市長が、官公署等の関係機関に対し、上記申告に係る住民登録及び所得に関する調査をすることに同意いたします。</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p>						

備考

- 1 家族全員記入してください。
- 2 収入のある方は全員、収入金額欄に記入してください。調査に同意しない方は、住民票と前年分の所得証明書を添付してください。
- 3 今年になってから就職又は転職された方は、事業主発行の月別収入証明書を添付してください。
- 4 今年になってから退職した方は、事業主等が発行する離職証明書等を添付してください。

第20号様式（第17条関係）

市 営 住 宅 収 入 額 認 定 通 知 書

年 月 日

様

二本松市長

印

二本松市営住宅管理条例第14条第3項の規定により、下記のとおり収入(同居親族の収入も合算します。)を認定しましたので通知します。

なお、あなたに納付していただく家賃を、同条例第13条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので併せて通知します。

この決定について異議のあるときは、この通知書を受領した日から10日以内に市営住宅収入額更正申請書を提出することができます。なお、同居親族の異動、失職、退職等により所得金額に差異がある場合はご連絡いただきますようお願いします。

記

1 認定する収入

所得者名	所得金額(円)
所得金額合計	(A)
同居親族及び非同居扶養控除額	人
特別控除額(特障、障害、老人、寡婦等)	
控除額合計	(B)
所得月額 (A - B) ÷ 12	

2 家賃

家賃	円(年4月から 年3月まで)
本来家賃=家賃算定基礎額×応益係数	
近傍同種家賃	

第21号様式 (第17条関係)

市営住宅収入額更正申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

住所

氏名

印

収入額の認定通知がありましたが、下記理由により収入額を更正したいので申請します。

記

申請理由

添付書類 申請理由を証するもの

第22号様式（第17条関係）

市営住宅収入額更正通知書

年 月 日

団地名	団地 棟 号
-----	--------

様

二本松市長

印

年 月分からの家賃を下記のとおり更正しましたので通知します。

記

所得の種類	氏 名	収入金額	所得金額	控除額
計				
<p>所得金額 控除額 月額</p> <p>(円 - 円) ÷ 12 = 円</p>				
基本家賃月額	割増賃料月額	家賃月額		
A	B	A + B		
円	円	円		

第23号様式（第18条関係）

市営住宅家賃減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住所
氏名 印

下記のとおり市営住宅の家賃の減免(徴収猶予)を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

家賃の額	減免を受けたい額	徴収猶予を受けたい期間
円	円	年 月 日から 年 月 日まで

理由

入居世帯員	氏名	続柄	年齢	勤務先	過去1年間の収入

添付書類 災害の場合は罹災証明書、疾病の場合は医師の診断書、収入減収又は退職の場合は勤務先の長の証明書

第24号様式 (第18条関係)

市営住宅家賃減免(徴収猶予)承認書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長 印

さきに申請のあった市営住宅家賃減免(徴収猶予)について下記のとおり承認します。

記

家賃の額	月額	円
減免決定金額	1箇月につき 年 月分から	円 年 月分まで 計 円
減免後の家賃額	月額	円
徴収猶予決定金額	年 月分から	年 月分まで 計 円
徴収猶予決定期間	年 月から	年 月まで 計 月間

第25号様式 (第20条関係)

市営住宅敷金減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住所
氏名 印

下記のとおり市営住宅の敷金の減免(徴収猶予)を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

敷金の額	減免を受けたい額	徴収猶予を受けたい期間
円	円	年 月 日から 年 月 日まで

理由

入居世帯員	氏名	続柄	年齢	勤務先	過去1年間の収入	

添付書類 災害の場合は罹災証明書、疾病の場合は医師の診断書、収入減収又は退職の場合は勤務先の長の証明書

第26号様式 (第20条関係)

市営住宅敷金減免(徴収猶予)承認書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長

印

さきに申請のあった市営住宅敷金減免(徴収猶予)について下記のとおり承認します。

記

敷金の額	円
減免決定金額	円
徴収猶予 決定期間	年 月から 年 月まで 計 月間

第27号様式 (第22条関係)

市営住宅長期不在届

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住所
氏名 印

下記のとおり市営住宅を長期不在にしますのでお届けします。

記

不在期間	自 月 日 至 月 日 日間
不在理由	
入居者の滞在場所	
長期不在中の住宅の管理者	

第28号様式（第23条関係）

市営住宅用途変更(模様替・増築等)承認申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

住所
氏名 印

下記のとおり市営住宅の用途変更(模様替・増築等)をしたいので申請します。

記

申請内容	該当する番号に○印をしてください。	
	1	用途の一部変更
	2	模様替え
	3	増築
	4	工作物設置
5	その他()	
変更の内容		

※ 図面等を添付してください。

第29号様式 (第23条関係)

市営住宅用途変更(模様替・増築等)竣工届

年 月 日

二本松市長

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

住所

氏名

印

さきに承認を受けた用途変更(模様替・増築等)に係る工事が下記のとおり竣工しましたのでお届けします。

記

1 竣工日 年 月 日

2 検査希望日 年 月 日

第31号様式 (第24条関係)

収入超過者認定通知書

年 月 日

様

二本松市長

印

二本松市営住宅管理条例第14条第3項の規定により、下記のとおり収入(同居親族の収入も合算します。)を認定し、その結果、同条例第27条第1項の規定により、収入超過者として認定しましたので通知します。

なお、あなたに納付していただく家賃を、同条例第29条第2項により、下記のとおり決定しましたので併せて通知します。

この決定について異議のあるときは、この通知書を受領した日から10日以内に収入超過者認定更正申請書を提出することができます。なお、同居親族の異動、失職、退職等により所得金額に差異がある場合はご連絡いただきますようお願いします。

記

1 認定する収入

所得者名	所得金額(円)
所得金額合計	(A)
同居親族及び非同居扶養控除額 人	
特別控除額(特障、障害、老人、寡婦等)	
控除額合計	(B)
所得月額 (A - B) ÷ 12	

2 家賃

家賃	円(年4月から 年3月まで)
収入超過者の家賃=本来家賃+(近傍同種家賃-家賃)×率	
本来家賃=家賃算定基礎額×応益係数	
近傍同種家賃	

第32号様式 (第24条関係)

収入超過者認定更正申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

住所

氏名

印

さきに収入超過者の認定通知がありましたが、下記の理由により認定を更正くださるよう申請します。

記

・申請理由

添付書類 申請理由を証するもの
第33号様式（第24条関係）

収入超過者認定更正通知書

年 月 日

団地名	団地 棟 号
-----	--------

様

二本松市長

印

さきに更正申請のあったことについて下記のとおり更正したので通知します。

記

所得金額合計	控除金額合計	認定月額
円	円	円
円	円	円

所得者氏名	収入金額	所得金額	摘要

基本家賃月額	割増賃料月額	家賃月額
A	B	A + B
円	円	円
円	円	円

収入超過者とは市営住宅に入居している期間が引き続き3年以上である入居者で上記の認定月額が 円を超える入居者をいう。

※ 2段書きの上段は更正前、下段は更正後の金額になります。

第34号様式（第25条関係）

高額所得者認定通知書

年 月 日

様

二本松市長

印

二本松市営住宅管理条例第14条第3項の規定により、下記のとおり収入(同居親族の収入も合算します。)を認定し、その結果、同条例第27条第2項の規定により、高額所得者として認定しましたので通知します。高額所得者として認定されたことにより、期限を定めて明渡しの請求をすることになりますのでご承知ください。

なお、あなたに納付していただく家賃を、同条例第31条第1項により、下記のとおり決定しましたので併せて通知します。

この決定について異議のあるときは、この通知書を受領した日から10日以内に高額所得者認定更正申請書を提出することができます。なお、同居親族の異動、失職、退職等により所得金額に差異がある場合はご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 認定する収入

所得者名	所得金額(円)
所得金額合計 (A)	
同居親族及び非同居扶養控除額 人	
特別控除額(特障、障害、老人、寡婦等)	
控除額合計 (B)	
所得月額 (A - B) ÷ 12	

2 家賃

家賃 円(年4月から 年3月まで) 家賃は、近傍同種の家賃です。

第35号様式 (第25条関係)

高額所得者認定更正申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

住所

氏名

印

さきに高額所得者の認定通知がありましたが、下記の理由により認定を更正くださるよう申請します。

記

・申請理由

添付書類 申請理由を証するもの

第36号様式（第25条関係）

高額所得者認定更正通知書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長

印

さきに通知をした高額所得者の認定については、下記のとおり認定を更正し、高額所得者の認定を取消します。

記

公営住宅法施行令の規定に基づく収入月額		
収入年	更正前収入月額	更正後収入月額
年	円	円
年	円	円

第37号様式（第26条関係）

高額所得者市営住宅明渡請求書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長 印

二本松市営住宅管理条例第30条第1項の規定により、高額所得者と認定したので下記の期限までに市営住宅の明渡しを請求します。

記

明渡請求住宅	所在地	二本松市		
	住宅名	団地	部屋番号	棟号
明渡期限	年 月 日			

※ 特別の事情(入居者の病気等)がある場合は、期限を延長することができますので申し出てください。

第38号様式 (第26条関係)

高額所得者市営住宅明渡期限延長申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

住所
氏名 印

さきに明渡請求のあった市営住宅について、下記理由により明渡し期限の延長を申請します。

記

申請理由			
明渡期限	年 月 日	希望する明渡期限	年 月 日

※添付書類

診断書等、申請理由を証するもの

第39号様式（第26条関係）

高額所得者明渡期限延長承認通知書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長 印

さきに申請のあった市営住宅の明渡し延長について、下記のとおり承認します。

記

・ 延長承認明渡期限 年 月 日

第40号様式（第27条関係）

市営住宅明渡請求書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長

印

下記の期限までに市営住宅の明渡しを請求します。

記

住宅明渡 請求理由				
明渡期限	年 月 日			
明渡請求 住宅	所在地	二本松市		
	住宅名	団地	部屋番号	棟 号

第41号様式（第27条関係）

市営住宅入居希望申出書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

住所

氏名

印

市営住宅建替事業により、新たに整備される市営住宅に入居を希望しますので申出をします。

第42号様式（第28条関係）

市営住宅家賃減額申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住所
氏名 印

市営住宅(建替・改善・除却)事業の施行に伴う移転のため、下記市営住宅の家賃の減額を受けたいので申請します。

記

仮住宅 又は 新住宅	所在地	二本松市		
	住宅名	団地	部屋番号	棟号
	家賃額	月額 円		
減額事由 該当番号 に○印を つける	1 仮住宅への移転 2 前住宅又は仮住宅から新たに使用する市営住宅への移転			

第43号様式 (第28条関係)

市営住宅家賃減額決定通知書

年 月 日

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

様

二本松市長

印

さきに申請のあった市営住宅の家賃の減額について下記のとおり決定したので通知します。

記

仮住宅 又は 新住宅	所在地	二本松市		
	住宅名	団地	部屋番号	棟号
減額事由	減額する期間		減額する家賃額の算定方法	
仮住宅への移転	仮住宅に入居している期間		明け渡した市営住宅家賃との差額の全額	
前住宅又は仮住宅から新たに使用する市営住宅への移転	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅家賃との差額の6分の5を乗じて得た額		
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅家賃との差額の6分の4を乗じて得た額		
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅家賃との差額の6分の3を乗じて得た額		
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅家賃との差額の6分の2を乗じて得た額		
	年 月 日から 年 月 日まで	明け渡した市営住宅家賃との差額の6分の1を乗じて得た額		

第44号様式（第29条関係）

市 営 住 宅 退 去 届

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住 所
氏 名 印

下記のとおり市営住宅を退去しますのでお届けします。

記

- 1 退去年月日 年 月 日
- 2 移転先住所
- 3 移転(連絡)先電話番号
- 4 退去検査希望日時 年 月 日 時

第45号様式 (第30条関係)

社会福祉事業等市営住宅使用申請書

年 月 日

二本松市長

団地名	団地 棟 号
-----	--------

住 所
 法 人 名 印
 代表者名

下記のとおり社会福祉事業等を行うため、市営住宅を使用したいので申請します。

記

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
社会福祉事業等の具体的な内容	1 精神障害者地域生活援助事業		
	2 知的障害者地域生活援助事業		
使用予定人数	人	使用中の責任者名	

※添付書類 法人等の登記事項証明書

第46号様式（第30条関係）

社会福祉事業等市営住宅使用許可書

年 月 日

法人名
代表者名 様

二本松市長 印

さきに申請のあった市営住宅の使用について、下記のとおり条件を付して許可します。

記

社会福祉事業等 許可住宅	所在地	二本松市		
	住宅名	団地	部屋番号	棟号
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用料	月額 円			

許可条件

- 1 公営住宅法、二本松市営住宅管理条例及びこれらに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 使用申請書に記載された事業以外に使用しないこと。
- 3 許可日から15日以内に使用を開始すること。
- 4 毎月15日までに前月の使用状況を報告すること。
- 5 市営住宅を現に使用する者から徴収する家賃相当額の合計は、上記の使用料を超えないこと。
- 6 使用許可の条件に違反したとき、又は市営住宅の管理に支障があると認めるときは、使用許可を取り消します。

第47号様式（第30条関係）

社会福祉事業等市営住宅使用不許可通知書

年 月 日

法人名
代表者名 様

二本松市長 印

さきに申請のあった市営住宅の使用について、下記の理由により不許可とします。

記

・不許可理由

第48号様式（第32条関係）

社会福祉事業等市営住宅使用状況報告書

年 月 日

二本松市長

住 所
法 人 名 印
代表者名

年 月分の社会福祉事業等市営住宅使用状況を、下記のとおり報告します。

記

社会福祉事業 等の具体的な 使用状況			
使 用 人 数	延べ	人	使用中の責任者名

※添付書類 使用状況の日報等

第49号様式（第33条関係）

社会福祉事業等市営住宅使用申請変更報告書

年 月 日

二本松市長

住 所
法 人 名 印
代表者名

社会福祉事業等に使用している市営住宅について、下記のとおり申請内容に変更が生じたので報告します。

記

社会福祉事業等の 使用申請変更内容	変 更 前	
	変 更 後	

第50号様式（第34条関係）

社会福祉事業等市営住宅使用取消通知書

年 月 日

法人名
代表者名 様

二本松市長 印

さきに許可をした市営住宅の使用について、下記の理由により許可を取り消します。

記

使用許可取消住宅	所在地	二本松市		
	住宅名	団地	部屋番号	棟号
使用許可取消日	年 月 日			
取消理由				

第51号様式（第35条関係）

9cm

第 号

市 営 住 宅 立 入 検 査 員 証

所 属 名
職 ・ 氏 名

上記の者は、二本松市営住宅管理条例第54条に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

二本松市長 印

6cm